

市川市防犯まちづくりの推進に関する条例

平成17年3月20日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、市、市民、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「防犯まちづくり」とは、犯罪を予防するために市並びに市民、自治会等及び事業者（以下「市民等」という。）が行う生活環境の整備（これらのものと国、千葉県その他関係機関が連携し、及び協力して行うものを含む。）並びに犯罪を防止するために市民等が行う自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び国、千葉県その他関係機関の連携及び協力が図られるべきことを旨として、行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に行われなければならない。

4 防犯まちづくりは、市民等の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

5 防犯まちづくりは、快適で活力のあるまちづくりに資することを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する防犯まちづくりについての基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、防犯まちづくりに取り組むに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、管理し、又は占有する施設について防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり基本計画)

第8条 市長は、防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、防犯まちづくりの推進に関する基本的な計画(以下「防犯まちづくり基本計画」という。)を定めるものとする。

(防犯に配慮した住宅の普及)

第9条 市は、防犯に配慮した住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)の普及に努めるものとする。

- 2 市長は、防犯に配慮した住宅に関する指針を定めるものとする。
- 3 住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅及び共同住宅を防犯に配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、市民、市内に住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び市内に住宅を所有し、又は管理する者に対し、当該住宅を防犯に配慮したのものとするために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した道路等の普及)

第10条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場及び自転車等駐車場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

- 2 市長は、防犯に配慮した道路等に関する指針を定めるものとする。
- 3 駐車場又は自転車等駐車場を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該駐車場又は自転車等駐車場を防犯に配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第11条 市長は、教育委員会と協議し、通学路及びその沿道にある施設(以下「通学路等」という。)における児童及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

- 2 通学路等の管理者、児童及び幼児の保護者、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)幼稚園及び保育所を設置する者並びに市民等は、連携して、前項に規定する指針に基づき、通学路等について児童及び幼児に対する犯罪を防止することに配慮したのものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平19条例19・一部改正)

(学校等における措置)

第12条 市長は、教育委員会と協議し、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所(以下「学校等」という。)における児童、生徒及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

- 2 学校等を設置する者は、前項に規定する指針に基づき、学校等における児童、

生徒及び幼児に対する犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平19条例19・一部改正)

(意見の公表等)

第13条 市長は、防犯まちづくり基本計画並びに第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項及び前条第1項に規定する指針(以下「基本計画等」という。)を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された意見を考慮して、基本計画等を定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。

4 市長は、基本計画等を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前各項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

(防犯まちづくりに関する情報の提供等)

第14条 市は、防犯まちづくりに関する情報収集に努めるとともに、防犯まちづくりを行う市民等に対し、必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市川市防犯まちづくり推進協議会の設置)

第15条 市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、市川市防犯まちづくり推進協議会を置く。

2 市川市防犯まちづくり推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。